

おくやみ ハンドブック

～主な手続のご案内～

令和5年9月



文京区

■ ■ ■ ■ ご遺族の方へ ■ ■ ■ ■

このたびは謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届提出後の区役所または関係機関における諸手続について、ご案内いたします。

ご遺族の皆さまに少しでもお役に立てれば幸いです。

■ ■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■ ■

1	亡くなった後の主な手続の一般的な流れ	P. 1
2	区役所での手続における主な持ち物	P. 2
3	区役所での手続一覧・チェックリスト	P. 3
4	区役所での手続	P. 7
5	区役所以外での手続	P.51
6	相続について	P.53
7	戸籍や住民票について	P.55
8	よくある質問	P.59
9	法定相続情報証明制度のご案内	P.63
10	相続登記の義務化のご案内	P.64
11	各種相談窓口のご案内	P.65
12	フロアマップ	P.67

1

亡くなった後の主な手続の一般的な流れ

届出・手続

7日以内

◆死亡届の提出（火葬許可証の交付）

14日以内

◆世帯主変更の手続
◆年金関係の手続
◆公共料金などの契約変更や解約

15日以内

◆児童手当の請求

3か月以内

◆住民税の確認・届出
◆遺言書や相続人、相続財産の確認
◆相続放棄・限定承認

4か月以内

◆所得税の準確定申告
（亡くなられた方の収入に対する確定申告）

10か月以内

◆遺産分割協議
◆相続税の申告・納付
◆預貯金等の名義変更

1年以内

◆区民葬儀利用助成の請求

2年以内

◆葬祭費や高額療養費等の申請

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

区役所で必要な手続については、3ページ以降に詳しく掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

以下に主な持ち物をご案内しますので、該当するものがあればご持参ください。

※主な持ち物のほかにも、亡くなられた方の状況等により持ち物が必要な場合があります。 3ページ～50ページの「区役所での手続」のうち、該当する手続の持ち物についても、ご確認とご持参をお願いいたします。

来庁される方の主な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類

本人確認書類については以下のとおりです。

いずれもお持ちではない場合、各お問い合わせ先にお尋ねください。

▼ 1点で本人確認ができる書類（顔写真付き）

運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポートなど

▼ 2点で本人確認ができる書類

健康保険証、共済組合員証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など

- 印鑑（来庁者、相続人代表者、喪主など）※ゴム印・スタンプ印不可
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主など）
- 葬儀の領収書、会葬礼状等
- 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 委任状（代理人等が手続を行う場合）

亡くなられた方の主な持ち物

- 印鑑登録証
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 住民基本台帳カード
- 国民健康保険被保険者証等の各種被保険者証
- 限度額適用認定証等の各種認定証
- 身体障害者手帳等の各種手帳
- 受給者証、医療券

3

区役所での手続一覧・チェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続名	該当	担当課	詳細ページ	
住民登録	世帯主である	世帯主変更届	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 2階北側	7	
	印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っている	印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの返納	<input type="checkbox"/>		7	
国民健康保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の返却	<input type="checkbox"/>	国保年金課 11階南側	8	
		国民健康保険の世帯主変更	<input type="checkbox"/>		8	
		葬祭費の申請	<input type="checkbox"/>		9	
	限度額適用認定証などを持っている	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返却	<input type="checkbox"/>		9	
	限度額適用認定証などを持っている同一世帯の家族がいる	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の世帯主変更	<input type="checkbox"/>		10	
	高額な医療費を支払っている	高額療養費の申請	<input type="checkbox"/>		11	
	国民健康保険と介護保険の両保険から給付を受けている	高額介護合算療養費の申請	<input type="checkbox"/>		11	
	国民健康保険料について	国民健康保険料の還付金請求	<input type="checkbox"/>		12	
		国民健康保険料の納付義務承継	<input type="checkbox"/>		12	
		国民健康保険料の納付口座振替(自動払込)	<input type="checkbox"/>		13	
		国民健康保険料の納付証明の発行	<input type="checkbox"/>		13	
	国民健康保険に加入する	ご遺族の国民健康保険新規加入	<input type="checkbox"/>		14	
	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療被保険者証などの返却		<input type="checkbox"/>	14
			通知などに係る送付先変更の手続		<input type="checkbox"/>	15
葬祭費の申請			<input type="checkbox"/>	15		
高額な医療費を支払っている		高額療養費の申請	<input type="checkbox"/>	16		
後期高齢者医療制度と介護保険の両保険から給付を受けている		高額介護合算療養費の申請	<input type="checkbox"/>	17		
後期高齢者医療保険料について		後期高齢者医療保険料の精算	<input type="checkbox"/>	18		
		後期高齢者医療保険料の過誤納金還付通知	<input type="checkbox"/>	18		
	後期高齢者医療保険料の納付義務承継	<input type="checkbox"/>	19			

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続名	該当	担当課	詳細ページ
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療保険料について	後期高齢者医療保険料の登録口座停止	<input type="checkbox"/>		19
		後期高齢者医療保険料の納付証明などの発行	<input type="checkbox"/>		20
年金	年金を受け取っていたか分からない	国民年金受給状況の確認	<input type="checkbox"/>	国保年金課 11階南側	20
	年金を受給せずに亡くなった(20～64歳)	国民年金受給の手続に係る確認(20～64歳)	<input type="checkbox"/>		21
	年金を受給していて亡くなった	国民年金受給の手続に係る確認	<input type="checkbox"/>		22
	厚生年金・共済年金について	厚生年金・共済年金全般の確認	<input type="checkbox"/>		23
介護	介護保険に加入している	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・負担限度額認定証の返却	<input type="checkbox"/>	介護保険課 9階南側	24
		介護保険料通知に係る送付先確認	<input type="checkbox"/>		24
		介護保険料の還付通知	<input type="checkbox"/>		25
	介護保険サービスを利用している	高額介護(予防)サービス費の申請	<input type="checkbox"/>		25
高齢福祉	高齢者向けサービスを利用している(介護保険で受けるサービス以外のもの)	死亡の旨報告	<input type="checkbox"/>	高齢福祉課 9階南側	26
	高齢者おむつ費用助成を受けている	高齢者おむつ費用助成の請求	<input type="checkbox"/>		27
	特別養護老人ホームに入所申込をしている	特別養護老人ホームの入所申込取下	<input type="checkbox"/>		27
障害福祉	愛の手帳、身体障害者手帳を持っている	愛の手帳、身体障害者手帳の返却	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 9階北側	28
	障害福祉の日常生活の援助を利用している	返却や、未支払請求書の提出、死亡の旨報告	<input type="checkbox"/>		28
	障害者に関する手当を受給している	障害者に関する手当の未支払請求	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 9階北側	29
	心身障害者医療費助成(マル障)を受けている	心身障害者医療費助成(マル障)受給者証の返却(未支払い分がある場合は、未支払請求書の提出)	<input type="checkbox"/>		30
	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)を利用して通院など治療している	自立支援手続 医療受給者証(更生医療・精神通院)の返却	<input type="checkbox"/>		予防対策課 8階南側

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続名	該当	担当課	詳細ページ	
障害福祉	精神障害者保健福祉手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳の返却	<input type="checkbox"/>	予防対策課 8階南側	31	
	精神障害者保健福祉手帳を申請している	精神障害者保健福祉手帳の申請取下げ	<input type="checkbox"/>		32	
公害	東京都大気汚染医療費助成制度に係る医療券を持っている	医療券の返却	<input type="checkbox"/>		保健サービスセンター 8階北側	32
	被爆者健康手帳などを持っている	被爆者健康手帳等の返却、葬祭料の支給申請	<input type="checkbox"/>			33
	公害医療手帳を持っている	公害医療手帳の返却	<input type="checkbox"/>	33		
未支給の補償給付、遺族補償費等の請求		<input type="checkbox"/>	34			
難病	難病等の医療費助成を受けている	難病等医療費助成制度（難病、B型・C型ウイルス肝炎、人工透析、小児慢性）の受給者証、医療券の返却	<input type="checkbox"/>	保健サービスセンター 8階北側	34	
税	住民税・軽自動車税（種別割）に 残り（未納や納期未到来分）がある	納付に係る手続	<input type="checkbox"/>	税務課 10階南側	35	
		相続放棄の案内	<input type="checkbox"/>		36	
	住民税が課税されている	相続人代表者指定届の提出	<input type="checkbox"/>		36	
	原動機付自転車（125cc以下）・ 小型特殊自動車（フォークリフト） を所有している	廃車の手続	<input type="checkbox"/>		37	
		相続人への名義変更	<input type="checkbox"/>		37	
子ども	子どもに関する手当を受給している	児童手当の未支給の請求、児童手当の新規申請	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 5階南側	38	
		ひとり親などに関する各手当・医療費助成の手続	<input type="checkbox"/>		38	
		子どもの障害に関する各手当の手続	<input type="checkbox"/>		39	
	保育園や幼稚園に入所または入所申込みをしている児童がいる／私立幼稚園・認可外保育施設等の助成金を受給している	保護者の申請内容変更の手続	<input type="checkbox"/>	幼児保育課 12階南側	40	
	育成室（学童保育）に在籍している児童がいる	保護者の申請内容変更の手続	<input type="checkbox"/>	児童青少年課 20階北側	40	
	就学援助を受給している	申請者変更の手続	<input type="checkbox"/>	学務課 20階南側	41	

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続名	該当	担当課	詳細ページ
子ども	就学奨励費を受給している	申請者変更の手続	<input type="checkbox"/>	教育指導課 20階北側	41
	奨学資金および入学支度資金貸付中または返還中	償還者変更	<input type="checkbox"/>	教育総務課 20階南側	42
生活衛生	犬を飼っている	所有者変更の手続	<input type="checkbox"/>	生活衛生課 8階南側	42
	診療所等を開設している	医務薬事関係の許認可登録施設に関する届出	<input type="checkbox"/>		43
	医療従事者免許を持っている	籍（名簿）登録抹消（消除）申請	<input type="checkbox"/>		43
	理容所・美容所等を開設している	環境衛生に関する営業者の地位の承継	<input type="checkbox"/>		44
	飲食店等食品関係施設を営業している	食品衛生に関する営業者の地位の承継	<input type="checkbox"/>		44
住宅	区営住宅などに住んでいる	区営住宅等の返還または使用承継または世帯員変更に関する手続	<input type="checkbox"/>	福祉政策課 11階北側	45
	空き家の相続人	被相続人居住用家屋等確認書の交付	<input type="checkbox"/>	住環境課 18階北側	45
	空家の所有者、権利者	空家等相談事業	<input type="checkbox"/>		46
貸付金	生業資金貸付金の貸付を受けている	生業資金貸付金の債務継承	<input type="checkbox"/>	福祉政策課 11階北側	46
	災害援護資金貸付金の貸付を受けている	災害援護資金貸付金の債務継承	<input type="checkbox"/>		47
その他	区民葬儀を利用したい	区民葬儀券の利用	<input type="checkbox"/>	福祉政策課 11階北側	47
	区民葬儀券の「火葬券」「祭壇券」をいずれも利用して葬儀を行った喪主	区民葬儀利用の助成	<input type="checkbox"/>		48
	文京区パートナーシップ宣誓者	パートナーシップ宣誓書受領証の返却	<input type="checkbox"/>	総務課 14階南側	48
	文京区防災スマートフォンを貸与されている	文京区防災スマートフォンの返却	<input type="checkbox"/>	防災課 15階北側	49
	工場や指定作業場の事業者である	工場等の廃止、承継等の届出	<input type="checkbox"/>	環境政策課 17階南側	49
	保護樹木・樹木の所有者	保護樹木・樹木の異動届	<input type="checkbox"/>	みどり公園課 19階北側	50

住民登録に関する手続

 世帯主の方

世帯主変更届

世帯主の方が亡くなられた場合、自動的に世帯員の方が新世帯主となります。15歳以上の世帯員が2人以上いる場合は世帯主変更通知を送付します。別の方を世帯主に変更したい場合には届出が必要です。

▼手続が可能な人

変更後の世帯主、同一世帯員、法定代理人、これらの方からの委任状を持参した代理人


▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- (同一世帯以外の方が届出される場合) 委任状

▼手続期限

世帯主変更通知が届いてから14日以内

問い合わせ先 【2階北側】 戸籍住民課 住民記録係 ☎03-5803-1177

 印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っている方

印鑑登録証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの返納

返納は不要です。ご家族などで処分していただいて差し支えございません。

※諸手続に伴い、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）が必要になる場合がございます。

マイナンバー関連のものは当面の手続が落ち着いてから処分なさることをお勧めします。

※原則返納不要ですが、希望する場合は窓口で返納することも可能です。

※マイナンバーカードを返納する場合は、番号を控えておくことをお勧めします。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- (返納を希望する場合)
- 返納するマイナンバーカード
 - 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

随時

問い合わせ先 【2階北側】 戸籍住民課 住民記録係 ☎03-5803-1177

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入している方

国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の返却

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証をご返却ください。

※郵送での返却も可能です。

▼**手続が可能な人**
どなたでも可

▼**必要なもの**
 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証および高齢受給者証
※高齢受給者証は、70歳～74歳の方のみ

▼**手続期限**
なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

国民健康保険に加入している方

国民健康保険の世帯主変更

亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、死亡届の提出および世帯主変更の手続がお済みであれば、自動的に国民健康保険の世帯主変更の手続を行い、新しい被保険者証を送付します。ご来庁は不要です。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入している方

葬祭費の申請

国民健康保険に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。

※社会保険に本人として加入し、資格喪失後3ヶ月以内に亡くなられた場合には、社会保険から葬祭費などが支給される場合があります。この場合は、国民健康保険からは支給されません。

▼手続が可能な人

葬祭を行った方、必要書類を持参した代理人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方（75歳未満）の被保険者証
- 会葬礼状または葬儀の領収書（宛名に喪主の氏名（フルネーム）があり、但書に〇〇様葬儀代と記載があること）
- 葬祭を行った方の振込先の口座番号（葬祭を行った方以外の口座に振込む場合は、委任状が必要）

▼手続期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

限度額適用認定証などを持っている方

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返却

各種認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、各種認定証をご返却ください。

※郵送でのご返却も可能です。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

📄 限度額適用認定証などを持っている同一世帯の家族がいる方

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の世帯主変更

亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に国民健康保険に加入しているかつ限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方がいる場合、新しい世帯主が記載された限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付手続が必要となります。

▼ 手続が可能な人

新しい世帯主の方、同一世帯の方

▼ 必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 来庁者がこれまで使用していた限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証
- 世帯主を変更した国民健康保険証

▼ 手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

MEMO

国民健康保険に関する手続

🏠 高額な医療費を支払っている方

高額療養費の申請

亡くなられた国民健康保険の被保険者の世帯に高額療養費が発生していて、同一世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

▼ 手続が可能な人
相続人代表者

▼ 必要なもの

- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類
法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど
指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど
- 相続人代表者の本人確認書類
- 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）

▼ 手続期限
診療月の翌月から2年間

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

🏠 国民健康保険と介護保険の両保険から給付を受けている方

高額介護合算療養費の申請

亡くなられた国民健康保険の被保険者の世帯に高額介護合算療養費が発生していて、同一世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

▼ 手続が可能な人
相続人代表者

▼ 必要なもの

- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類
法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど
指定相続人の場合：遺言公正証書の写しなど
- 相続人代表者の本人確認書類
- 相続人代表者の口座番号のわかるもの（通帳など）

▼ 手続期限
計算基準年月日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保給付係 ☎03-5803-1193

国民健康保険に関する手続

国民健康保険料について

国民健康保険料の還付金請求

二重払いや保険料の減額などにより、納めすぎとなった保険料がある場合、還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。

▼手続が可能な人

世帯主、法定相続人、任意代理人

▼必要なもの

- 還付請求書
- 振込先口座がわかるもの（預金通帳など）
- 法定相続人の場合は亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）
- 相続人代表者の印鑑

※任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要です。

▼手続期限

通知日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保収納係 ☎03-5803-1194

国民健康保険料の納付義務承継

亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。

▼手続が可能な人

法定相続人

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 滞納整理係 ☎03-5803-1195

国民健康保険に関する手続

国民健康保険料について

国民健康保険料の納付口座振替（自動払込）

口座名義人となっていた世帯主が亡くなられた場合で、引き続き口座振替を希望する場合は、新世帯主からの口座振替手続が必要です。

▼手続が可能な人

新たに世帯主となる方

▼必要なもの

〈国民健康保険料口座振替（自動払込）依頼書により手続する場合〉

- 来庁者の国民健康保険証
- 来庁者の預金口座が分かるもの
- 来庁者の本人確認書類
- 口座届出印（署名・サイン登録の方は不要）

〈キャッシュカードにより手続する場合〉

- 来庁者の国民健康保険証
- キャッシュカード（対象となる金融機関は限定）
- 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

できるだけ速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保収納係 ☎03-5803-1194

国民健康保険料の納付証明の発行

文京区の国民健康保険に加入していた期間および年度内（4月～翌年3月）または年内（1～12月）に納付した国民健康保険料額を証明します。

▼手続が可能な人

証明が必要な方

▼必要なもの

- 死亡診断書
- 来庁者の本人確認書類

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 管理係 ☎03-5803-1191

国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入する方

ご遺族の国民健康保険新規加入

亡くなられた方に扶養されていたご遺族が、他の健康保険などの資格を喪失し、亡くなられた方以外のご家族の他の健康保険に加入しない場合、国民健康保険の加入手続が必要です。

▼手続が可能な人

世帯主および同一世帯の方

▼必要なもの

- 世帯主と加入者のマイナンバー確認書類
- 来庁者の本人確認書類
- 資格喪失証明書
- 委任状（同一世帯以外の方が来庁する場合）

▼手続期限

できるだけ速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 国保資格係 ☎03-5803-1192

後期高齢者医療制度に関する手続

後期高齢者医療制度に加入している方

後期高齢者医療被保険者証などの返却

後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証などをご返却ください。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
〈以下は、お持ちだった方のみ〉
- 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証
- 亡くなられた方の限度額適用認定証
- 亡くなられた方の特定疾病療養受療証

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

後期高齢者医療制度に関する手続

自 後期高齢者医療制度に加入している方

通知などに係る送付先変更の手続

亡くなられた後、保険料の精算や高額療養費などの申請が必要な場合、原則として、亡くなられた方の住所（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付します。送付先は変更することができます。

▼手続が可能な人
相続人など

▼必要なもの
送付先となる方の本人確認書類

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

葬祭費の申請

後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、申請により、その葬祭を行った方に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。

※後期高齢者医療制度に加入して3ヶ月以内に亡くなられた方は、加入前の健康保険からこれに相当する給付がある場合は支給されません。

▼手続が可能な人
葬祭を行った方、必要書類を持参した代理人

▼必要なもの
来庁者の本人確認書類
亡くなられた方の被保険者証
会葬礼状または葬儀の領収書（宛名に喪主の氏名（フルネーム）があり、但書に〇〇様葬儀代と記載があること）
葬祭を行った方の通帳など、振込先がわかるもの（葬祭を行った方以外の口座に振込む場合は、申請書の委任欄に記入・押印が必要）

▼手続期限
葬祭を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

後期高齢者医療制度に関する手続

🔗 後期高齢者医療制度と介護保険の両保険から給付を受けている方

高額介護合算療養費の申請

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人が申請できます。

▼**手続が可能な人**
相続人代表者

▼**必要なもの**

- 申請書・申立書・相続人一覧図
- 相続権が確認できるもの

※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。

- (ア) 戸籍謄本など、被保険者と相続人代表者の関係が分かるもの
- (イ) 遺言公正証書（全ページ）
- (ウ) 法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）

- 相続人代表者名義の通帳など、振込先がわかるもの
- 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

▼**手続期限**
通知が届いてから2年以内

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5803-1205

MEMO

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

後期高齢者医療制度に関する手続

🔑 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の精算

保険料額が変更となる場合は、亡くなられた月の翌月以降に保険料額変更決定通知書をお送りします。

【追加での納付が必要な場合】

納付書を同封いたしますので納付期限までに納付してください。

【還付の場合】

亡くなられた月の翌月以降に還付手続書類をお送りします。

▼ 手続期限

区から必要書類をお送りします。書類受領後に手続をしてください。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療保険料の過誤納金還付通知

保険料精算の結果などで過誤納金が発生した場合、還付金請求書を亡くなられた方のご住所（送付先登録がある場合はご指定の送付先住所）へお送りします。還付金のお振込先は相続人代表者（亡くなられた被保険者の配偶者・血族関係の方・遺言公正証書で指定されている方）名義の口座に限ります。

▼ 手続が可能な人

亡くなられた被保険者の相続人代表者（配偶者・血族関係の方・遺言公正証書で指定されている方）、その代理人

▼ 必要なもの

- 還付金請求書
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先がわかるもの
- 亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かる戸籍謄本の写し

▼ 手続期限

区から必要書類をお送りします。通知日から2年以内に手続をしてください。

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療制度に関する手続

🔑 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の納付義務承継

亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。

▼ 手続が可能な人
法定相続人

▼ 必要なもの
 法定相続人の本人確認書類
 亡くなられた方との関係性がわかるもの（戸籍謄本など）

▼ 手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 滞納整理係 ☎03-5803-1195

後期高齢者医療保険料の登録口座停止

納付口座の振替を停止しますので、お申し出ください。保険料再計算後、変更決定通知書等をお送りします。

▼ 手続が可能な人
ご家族など

▼ 必要なもの
 来庁者の本人確認書類
 亡くなられた方の被保険者確認書類

▼ 手続期限
速やかに

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

後期高齢者医療制度に関する手続

🏠 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料の納付証明などの発行

文京区に納付された後期高齢者医療保険料額を証明します。
※郵送でも交付が可能です。ただし、有料の証明は窓口交付のみ。

▼**手続が可能な人**
証明が必要な方

▼**必要なもの**
 来庁者の本人確認書類
 亡くなられた方の被保険者確認書類

▼**手続期限**
なし

問い合わせ先 【11階南側】 国保年金課 高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

年金に関する手続

🏠 年金を受け取っていたか分からない方

国民年金受給状況の確認

亡くなられた方の年金受給状況が不明の場合は、ねんきんダイヤルまたは文京年金事務所へお問い合わせください。

▼**手続が可能な人**
該当者のご遺族

問い合わせ先 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
■ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
■日本年金機構文京年金事務所お客様相談室（千石1-6-15）
☎03-3945-1141（音声案内1→2）
日本年金機構ホームページでも問い合わせ先等確認ができます。

年金に関する手続

☎年金を受給せずに亡くなった方（20～64歳）

国民年金受給の手続に係る確認

年金の加入状況等により請求に係る必要な手続、書類が異なります。ねんきんダイヤルまたは文京年金事務所へお問い合わせください。

▼手続が可能な人
該当者のご遺族

▼必要なもの
手続内容により必要な書類が異なります。

- 来庁者の本人確認書類
- 来庁者の個人番号確認書類
- 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- 戸籍謄本など

▼手続期限
年金により異なります。

問い合わせ先 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- 日本年金機構文京年金事務所お客様相談室（千石1-6-15）
☎03-3945-1141（音声案内1→2）

日本年金機構ホームページでも問い合わせ先等確認ができます。
【11階南側】国保年金課 国民年金係 ☎03-5803-1196

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

年金に関する手続

☎年金を受給していて亡くなった方

国民年金受給の手続に係る確認

ねんきんダイヤルまたは文京年金事務所へお問い合わせください。障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみを受けていて亡くなられた方は、区の窓口でもお手続ができます。

▼**手続が可能な人**
該当者のご遺族

▼**必要なもの**

手続内容により必要な書類が異なります。

- 来庁者の本人確認書類
- 来庁者の個人番号確認書類
- 亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- 戸籍謄本
- 年金証書
- 生計同一関係に関する申立書など

▼**手続期限**

年金により異なります。

問い合わせ先 お問い合わせの際は、基礎年金番号または証書番号がわかるものをご用意ください。

■ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

■日本年金機構文京年金事務所お客様相談室（千石1-6-15）

☎03-3945-1141（音声案内1→2）

日本年金機構ホームページでも問い合わせ先等確認ができます。

【11階南側】国保年金課 国民年金係 ☎03-5803-1196

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年金に関する手続

☎ 厚生年金・共済年金について

厚生年金・共済年金全般の確認

厚生年金・共済年金に加入されていた場合、各種手続の窓口は、日本年金機構もしくは各共済組合となります。

▼ 手続が可能な人
該当者のご遺族

▼ 必要なもの
手続内容により必要な書類が異なります。

▼ 手続期限
年金により異なります。

- 問い合わせ先 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
 - 日本年金機構文京年金事務所お客様相談室（千石1-6-15）
☎03-3945-1141（音声案内1→2）
日本年金機構ホームページでも問い合わせ先等確認ができます。
 - 各共済組合

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

介護に関する手続

自 介護保険に加入している方

介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・負担限度額認定証の返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、被保険者証等をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証
- 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 ■介護保険被保険者証の返却
【9階南側】介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379
■介護保険負担割合証・負担限度額認定証の返却
【9階南側】介護保険課 給付係 ☎03-5803-1388

介護保険料通知に係る送付先確認

保険料に過不足が生じた場合、変更通知書や還付通知書などを、亡くなられた方の住所へお送りします。独り暮らしをされていた方、施設に入所されていた方など、郵送物が返戻になるおそれがある場合、送付先をお知らせください。

▼手続が可能な人
相続人など

▼必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【9階南側】介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379

介護に関する手続

介護保険料の還付通知

保険料の納め過ぎが発生した場合、後日、区から還付のお知らせをお送りします。年金事務所等に未支給年金の請求を行った後に、手続してください。

▼手続が可能な人

相続人代表者

▼必要なもの

- 還付請求書・申立書
- 相続権が確認できるもの

※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。

- (ア) 戸籍謄本など、被保険者と相続人代表者の関係が確認できるもの
- (イ) 遺言公正証書（全ページ）
- (ウ) 法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先が分かるもの
- 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

▼手続期限

通知が届いてから2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 介護保険課 資格保険料係 ☎03-5803-1379

介護保険サービスを利用している方

高額介護（予防）サービス費の申請

亡くなられた介護保険制度の被保険者に高額介護（予防）サービス費が発生していた場合、相続人が申請できません。該当する方には、区からお知らせをお送りします。

▼手続が可能な人

相続人代表者

▼必要なもの

- 申請書・申立書・相続人一覧図
- 相続権が確認できるもの

※下記ア、イ、ウのいずれか一点（コピー可）。ただし、相続人代表者が区内同一世帯の配偶者または子の場合は不要です。

- (ア) 戸籍謄本など、被保険者と相続人代表者の関係が確認できるもの
- (イ) 遺言公正証書（全ページ）
- (ウ) 法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）
- 相続人代表者名義の通帳など、振込先が分かるもの
- 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）

▼手続期限

通知が届いてから2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 介護保険課 給付係 ☎03-5803-1388

高齢福祉に関する手続

高齢者向けサービスを利用している（介護保険で受けるサービス以外のもの）

死亡の旨報告

■救急通報システム

■高齢者等GPS探索サービス

■ただいま！支援登録

高齢福祉課までご連絡ください。

※高齢者等GPS探索サービスを利用されていた方は、契約業者と解約の手続および貸与機器を返却してください。

■高齢者紙おむつ支給

高齢福祉課または委託業者へ直接ご連絡ください。

■車椅子貸出し事業

貸出を受けた貸出窓口へ返却をお願いします。

▼手続が可能な人

親族・相続人など

▼必要なもの

お問い合わせください。

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先

■救急通報システムに関すること

【9階南側】高齢福祉課 高齢者相談係 ☎03-5803-1382

■高齢者等GPS探索サービス、ただいま！支援登録に関すること

【9階南側】高齢福祉課 認知症施策担当 ☎03-5803-1821

■高齢者紙おむつ支給、車椅子貸出事業に関すること

【9階南側】高齢福祉課 高齢福祉推進係 ☎03-5803-1213

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

高齢福祉に関する手続

高齢者おむつ費用助成を受けている方

高齢者おむつ費用助成の請求

助成の決定を受けている方で、未請求分がある場合は、「高齢者おむつ費用助成請求願兼口座振替依頼書」と領収書の写しをご提出ください。

▼ **手続が可能な人**
親族・相続人など

▼ **必要なもの**
 高齢者おむつ費用助成請求願兼口座振替依頼書
※区より送付いたします。
 未請求分の領収書の写し

▼ **手続期限**
使用月から2年以内

問い合わせ先 【9階南側】 高齢福祉課 高齢福祉推進係 ☎03-5803-1213

特別養護老人ホームに入所申込をしている方

特別養護老人ホームの入所申込取下

特別養護老人ホーム入所申込中の方は、入所申込取下届をご提出ください。

▼ **手続が可能な人**
入所申込者等（親族、後見人など）

▼ **必要なもの**
 文京区特別養護老人ホーム入所申込取下届

▼ **手続期限**
速やかに

問い合わせ先 【9階南側】 高齢福祉課 高齢者相談係 ☎03-5803-1382

障害福祉に関する手続

📖 愛の手帳、身体障害者手帳を持っている方

愛の手帳、身体障害者手帳の返却

愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の愛の手帳
 亡くなられた方の身体障害者手帳

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【9階北側】 障害福祉課 知的障害者支援係 ☎03-5803-1214
【9階北側】 障害福祉課 身体障害者支援係 ☎03-5803-1219

👏 障害福祉の日常生活の援助を利用している方

返却や、未支払請求書の提出、死亡の旨報告

- 都営交通無料乗車券
- 心身障害者民営バス乗車割引証
- 福祉タクシー券
- 自動車燃料費助成
亡くなられた日までのご利用分を請求することができます。
- 紙おむつ費用助成
未支払い分がある場合は、障害福祉課から連絡をしますのでお待ちください。
- 紙おむつ（現物）の受給
- 布団乾燥消毒
- 救急代理通報システム
障害福祉課から業者へ報告しますので、ご連絡ください。

▼手続が可能な人
給付内容によって異なるため、お問い合わせください。

▼必要なもの
 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券

▼手続期限
なし

問い合わせ先 【9階北側】 障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212

障害福祉に関する手続



障害者に関する手当を受給している方

障害者に関する手当の未支払請求

手当を受給していた方が亡くなったときに、同居の親族がいる場合などで、まだ受け取っていない以下の手当がある場合は請求ができます。

■心身障害者等福祉手当

■特別障害者手当

■障害児福祉手当

■重度心身障害者手当

■精神障害者福祉手当

▼手続が可能な人

同居のご家族など

▼必要なもの

来庁者の本人確認書類

振込口座のわかるもの

来庁者の印鑑

※各手当により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 ■心身障害者等福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当に関すること

【9階北側】障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212

■精神障害者福祉手当に関すること

【8階南側】予防対策課 精神保健係 ☎03-5803-1230

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

🙌 心身障害者医療費助成（マル障）を受けている方

心身障害者医療費助成（マル障）受給者証の返却 （未支払い分がある場合は、未支払請求書の提出）

心身障害者医療費助成（マル障）受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、受給者証を返却してください。

既に医療費の還付申請済で未支払い分の医療費がある場合は、障害福祉課から連絡をしますのでお待ちください。

医療費の還付未申請分がある場合はご連絡ください。

▼ 手続が可能な人

状況により異なるのでお問い合わせください。

▼ 必要なもの

亡くなられた方の心身障害者医療費助成（マル障）受給者証

▼ 手続期限

速やかに

問い合わせ先

■ 身体障害・知的障害に関すること

【9階北側】 障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03-5803-1212

■ 精神障害に関すること

【8階南側】 予防対策課 精神保健係 ☎03-5803-1230

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

障害福祉に関する手続

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を利用して通院など治療している方

自立支援手続 医療受給者証（更生医療・精神通院）の返却

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって使用不可となります。
受給者証（更生医療・精神通院）をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）

▼手続期限
なし

問い合わせ先 ■更生医療に関すること
【9階北側】 障害福祉課 身体障害者支援係 ☎03-5803-1219
■精神通院に関すること
【8階南側】 予防対策課 精神保健係 ☎03-5803-1230

精神障害者保健福祉手帳を持っている方

精神障害者保健福祉手帳の返却

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人
どなたでも可

▼必要なもの
 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳

▼手続期限
速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 精神保健係 ☎03-5803-1230

障害福祉に関する手続

精神障害者保健福祉手帳の申請取下げ

精神障害者保健福祉手帳の申請をしている方が亡くなられた場合、申請の取下げが必要になります。

▼手続が可能な人

同一世帯員、法定代理人など

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は、法定代理人であることがわかる書類
- 申請時にお渡しした申請書の控え

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 精神保健係 ☎03-5803-1230

東京都大気汚染医療費助成制度に係る医療券を持っている方

医療券の返却

東京都大気汚染医療費助成に係る医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって使用不可となります。
医療券をご返却ください。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の医療券

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

公害に関する手続

☐ 被爆者健康手帳などを持っている方

被爆者健康手帳等の返却、葬祭料の支給申請

区では原爆被爆者援護申請等経由事務（必要書類をお預かりし、東京都へ送付する経由事務）を行っております。

- ・被爆者健康手帳をお持ちの方、健康診断受診者証または健康診断受診票をお持ちの方が亡くなられたときは、手帳等の返却および死亡届の提出が必要となります。
- ・被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合については、併せて葬祭料の支給申請が可能です。

▼手続が可能な人

- ・戸籍法の規定による死亡の届出義務者（親族、同居者、家主や土地管理人 など）
- ・葬祭料の支給申請にあたっては葬祭を行った者

▼必要なもの

亡くられた方によって届出書類が異なります。

⇒詳細は東京都保健医療局ホームページ【被爆者援護 こんなときどうしたらいい?】で検索

▼手続期限

- ・手帳等の返却および死亡届の提出→速やかに
- ・葬祭料の支給申請→亡くなられた日から5年以内

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

☐ 公害医療手帳を持っている方

公害医療手帳の返却

公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、手帳をご返却ください。

▼手続が可能な人

戸籍法の規定による死亡の届出義務者（親族、同居者、家主や土地管理人など）

▼必要なもの

- 死亡診断書の写し
- 亡くなられた方の公害医療手帳
- 来庁者の印鑑

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

公害に関する手続

☐ 公害医療手帳を持っている方

未支給の補償給付、遺族補償費等の請求

公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた時点で未支給の補償給付がある場合、生計同一の親族の方が請求できる場合があります。また、指定疾病に起因して亡くなられた場合、ご親族に遺族補償費等が支給される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人・必要なもの・手続期限

手続により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】 予防対策課 保健予防係 ☎03-5803-1225

難病に関する手続

🤝 難病等の医療費助成を受けている方

難病等医療費助成制度（難病、B型・C型ウイルス肝炎、人工透析、小児慢性）の受給者証、医療券の返却

受給者証や医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、受給者証等をご返却ください。

▼手続が可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 亡くなられた方の受給者証
- 亡くなられた方の医療券

▼手続期限

速やかに

※医療費清算の際に受給者証、医療券が必要になる場合があります。

問い合わせ先 【8階北側】 保健サービスセンター 健康相談係 ☎03-5803-1805

税に関する手続

🍷 住民税・軽自動車税（種別割）に残り（未納や納期未到来分）がある方

納付に係る手続

住民税（特別区民税・都民税）は1月1日現在の住民登録地で、その前年の所得に対して課税されます。そのため、1月2日以降に亡くなられた方も、前年に一定の所得があった場合は課税されることとなります。

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在で文京区内に置く軽自動車、二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車（フォークリフト）をお持ちの所有者に課税されます。そのため、4月1日以前に亡くなられた方でも、廃車または名義変更の手続をしていないと、その所有者に課税されることとなります。

亡くなられた方の区税（住民税、軽自動車税（種別割））の納付が済んでいない場合は、相続人に納付していただく必要があります。期限内納付等が困難な場合はご相談ください。

なお、ご存命の時、口座登録があった場合は、口座取消通知および納付書を送りますので、その納付書により納付してください（公的年金からの引き落とし分等がある場合は、後日、改めて納税通知書・納付書をお送りいたします。）。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

納付書

▼手続期限

納税通知書に記載の納期限まで

問い合わせ先

■特別区民税・都民税の課税に関すること

【10階南側】税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

■納付に関すること

【10階南側】税務課 納税係 ☎03-5803-1156・1157・1158

■口座に関すること

【10階南側】税務課 収納管理係 ☎03-5803-1153

■軽自動車税（種別割）に関すること

【10階南側】税務課 税務係 ☎03-5803-1152

税に関する手続

☎ 住民税・軽自動車税（種別割）に残り（未納や納期未到来分）がある方

相続放棄の案内

相続人が亡くなられた方（被相続人）の権利や義務を一切引き継がない相続放棄の手続を家庭裁判所でされた場合、亡くなられた方（被相続人）の住民税、軽自動車税（種別割）の残りについて、納めていただく必要がなくなります。

▼ 手続が可能な人 相続人

▼ 必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
 - 相続放棄された方全員の相続放棄申述受理通知書または相続放棄申述受理証明書
- ※写し可

▼ 手続期限

相続の放棄は亡くなったことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があります。相続放棄の手続後、必要書類を提出していただきます。

問い合わせ先 ■ 納付に関すること

【10階南側】 税務課 納税係 ☎03-5803-1156・1157・1158

☎ 住民税が課税されている方

相続人代表者指定届の提出

亡くなられた方に住民税（特別区民税・都民税）が課税されている場合、区民税・都民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。なお、相続放棄を検討されている方は、別途手続が必要となります。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、区が相続人代表者を指定することがあります。

※「区民税・都民税が課税されている場合」とは、今後課税される予定がある場合も含まれます。

▼ 手続が可能な人 相続人代表者

▼ 必要なもの

- 相続人代表者の本人確認書類

▼ 手続期限

相当な期間（おおむね3ヶ月）

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

税に関する手続

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(フォークリフト)を所有している方

廃車の手続

亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を使用しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続をしてください。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

- ナンバープレート(文京区ナンバーのみ)
- 標識交付証明書
- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)

▼手続期限

亡くなられた日から30日以内

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 税務係 ☎03-5803-1152

相続人への名義変更

亡くなられた方の名義の車両を相続する場合、名義変更の手続をしてください。

※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

▼手続が可能な人

相続人

▼必要なもの

- ナンバープレート(文京区ナンバーのみ)
- 標識交付証明書
- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)

▼手続期限

亡くなられた日から15日以内

問い合わせ先 【10階南側】 税務課 税務係 ☎03-5803-1152

子どもに関する手続

子どもに関する手当を受給している方

児童手当の未支給の請求、児童手当の新規申請

児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの児童手当は、支給対象児童に支払われます。

※受給者に支払い済みの場合は、支給対象児童への支払いはありません。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要となります。

▼手続が可能な人

新たに支給対象児童を養育する方など

▼必要なもの

【未支払い手当の請求の場合】

お子様名義の通帳またはキャッシュカード

【新規認定請求の場合】

新たに支給対象児童を養育する方の金融機関の通帳またはキャッシュカード

健康保険証（各種共済に加入の場合）

※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。

▼手続期限

受給者が亡くなられた月内または受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内

問い合わせ先 【5階南側】子育て支援課 児童給付係 子育て支援事業コールセンター
☎03-5803-1288

ひとり親などに関する各手当・医療費助成の手続

父または母が死亡した児童を養育する場合、ひとり親に関する手当を受給できることがあります。（所得制限など、受給要件があります。）詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

速やかに

問い合わせ先 【5階南側】子育て支援課 児童給付係 子育て支援事業コールセンター
☎03-5803-1288

子どもに関する手続

子どもに関する手当を受給している方

子どもの障害に関する各手当の手続

特別児童扶養手当や児童育成手当（障害手当）を受給していた保護者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの手当は、支給対象児童に支払われます。

※受給者に支払い済みの場合は、支給対象児童への支払いはありません。

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要となります。

▼手続が可能な人

お問い合わせください

▼必要なもの

【未支払い手当の請求の場合】

お子様名義の通帳またはキャッシュカード

【新規認定請求の場合】

詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内

問い合わせ先 **【5階南側】子育て支援課 児童給付係** 子育て支援事業コールセンター
☎03-5803-1288

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

子どもに関する手続

保育園や幼稚園に入所または入所申込みをしている児童がいる方／私立幼稚園・認可外保育施設等の助成金を受給している方

保護者の申請内容変更の手続

認可保育施設・区立幼稚園に入所または入所申込みをしている児童の保護者や、私立幼稚園・認可外保育施設等の助成金受給または申請している児童の保護者が亡くなられた場合、手続が必要となる場合があります。

▼手続が可能な人

児童の保護者、その親族

▼必要なもの

個人の状況により必要な書類などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

■認可保育施設、区立幼稚園に関すること

【12階南側】 幼児保育課 入園相談係 ☎03-5803-1190

■認可外保育施設、私立幼稚園に関すること

【12階南側】 幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎03-5803-1823

育成室（学童保育）に在籍している児童がいる方

保護者の申請内容変更の手続

氏名・世帯状況などに変更があった場合、変更届の提出が必要となります。

▼手続が可能な人

児童の保護者など

▼必要なもの

届出事項変更届（窓口でも記載可能な様式です。）

※詳しくは在籍している育成室にお問い合わせください。

問い合わせ先

【20階北側】 児童青少年課 児童係 ☎03-5803-1188

子どもに関する手続

就学援助を受給している（新たな申請および再申請を希望する）方

申請者変更の手続

申請者（児童・生徒の保護者）の方が亡くなられた場合、再度お手続が必要となります。また、受給されていない方や申請済で否認定となった方についても、収入の変動により認定対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人

児童・生徒の保護者

▼必要なもの

新たに申請者となる方の通帳またはキャッシュカード

▼手続期限

新たな申請・再申請の場合は受付月からの認定となります。

問い合わせ先 【20階南側】学務課 学事係 ☎03-5803-1295

就学奨励費を受給している（新たな申請および再申請を希望する）方

申請者変更の手続

申請者（児童・生徒の保護者）が亡くなられた場合、再度お手続が必要となります。また、受給されていない方や申請済で否認定となった方についても、収入の変動により認定対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続が可能な人

児童・生徒の保護者

▼必要なもの

新たに申請者となる方の通帳またはキャッシュカード

▼手続期限

—

問い合わせ先 【20階北側】教育指導課 特別支援教育担当 ☎03-5803-1298

子どもに関する手続

奨学資金および入学支度資金貸付中または返還中の方

償還者変更

奨学資金および入学支度資金貸付中または償還金返還中の奨学生本人または連帯保証人が亡くなった場合、新たに連帯保証人の届出が必要になります。

▼手続が可能な人

連帯保証人、当該奨学生の父母、同一世帯員

▼必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 新連帯保証人の印鑑登録証明書および収入を証明するもの

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【20階南側】 教育総務課 庶務係 ☎03-5803-1291

生活衛生に関する手続

犬を飼っている方

所有者変更の手続

犬の飼い主（所有者）が亡くなった場合、飼い主などの変更届が必要となります。

※マイクロチップ装着の有無により手続の方法が変わる場合があります。詳しくはお問い合せください。

▼手続が可能な人

新しく飼い主（所有者）になる方

▼必要なもの

特になし

※鑑札番号がわかると手続がスムーズに行えます。

▼手続期限

死亡日から30日以内

問い合わせ先 【8階南側】 生活衛生課 環境衛生担当 ☎03-5803-1227

生活衛生に関する手続

⚡ 診療所等を開設している方

医療薬事関係の許認可登録施設に関する届出

亡くなられた方が、以下の施設の許認可登録名義人の場合、法定期限内に届出が必要となります。

※施設等の例

診療所、助産所、歯科技工所、施術所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、麻薬小売業者

▼手続が可能な人

戸籍法第87条による届出義務者

▼必要なもの

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 医薬係 ☎03-5803-1226

🏥 医療従事者免許を持っている方

籍（名簿）登録抹消（消除）申請

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者免許をお持ちの方が、亡くなられた場合または失踪の宣告を受けた場合は、同居の親族の方が事実の発生後30日以内に籍（名簿）登録抹消（消除）申請を行うことが必要です。手数料はかかりません。

▼手続が可能な人

戸籍法第87条による届出義務者

▼必要なもの

- 亡くなられた方の医療従事者免許証
 - 死亡診断書（写し）など
- 詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

死亡日から30日以内

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 医薬係 ☎03-5803-1226

生活衛生に関する手続

理容所・美容所等を開設している方

環境衛生に関する営業者の地位の承継

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場および温泉利用施設の営業者が亡くなられた場合、営業者の地位の承継が必要となります。

▼手続が可能な人

営業の地位を承継する方

▼必要なもの

- 承継届
 - 戸籍謄本戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人が2人以上いる場合は、その全員の承継に関する同意書
- 手続内容により異なります。
詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 環境衛生担当 ☎03-5803-1227

飲食店等食品関係施設を営業している方

食品衛生に関する営業者の地位の承継

食品営業施設、食鳥処理、ふぐの取り扱い等の営業者・事業者が亡くなられた場合、営業者・事業者の地位の承継が必要となります。

▼手続が可能な人

営業・事業の地位を承継する方

▼必要なもの

- 営業許可書、食鳥処理事業許可書、ふぐ取扱所認証書等
 - 承継届
 - 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人が2人以上いる場合は、その全員の承継に関する同意書
 - 食鳥処理の承継の場合 相続人が、欠格事項に該当しない旨の誓約書
- 手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼手続期限

手続内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【8階南側】生活衛生課 食品衛生担当 ☎03-5803-1228

住宅に関する手続

🏠 区営住宅などに住んでいる方

区営住宅等の返還または使用承継または世帯員変更に関する手続

居住者が亡くなられた場合、使用承継申請、世帯員変更届、返還届等の手続が必要になります。使用者の状況により、手続が可能な人・必要なもの・手続期限が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【11階北側】福祉住宅サービス ☎03-5803-1238

🏠 空き家の相続人の方

被相続人居住用家屋等確認書の交付

被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋およびその敷地などを相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができます。

この「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」を受けるには、当該家屋およびその敷地などが所在する市区町村において交付する「被相続人居住用家屋等確認書」を、確定申告書に添付することが必要です。

▼手続が可能な人

区内にある被相続人の居住の用に供していた 昭和56年5月31日以前に建築された家屋およびその敷地などを相続し、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した相続人

※令和6年1月1日以降の譲渡については、買主が譲渡後に耐震改修工事または除却工事を実施する場合も適用対象となりました。該当する場合は、対象の可否を事前に管轄の税務署にお問合せください。

▼必要なもの

- 国土交通省の証明書の様式「被相続人居住用家屋等確認申請書」
- 「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」に記載されている書類(各1部)

※物件により必要な添付書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

▼手続期限

相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日まで

※特例の適用期限は、令和9（2027）年12月31日まで

問い合わせ先 【18階北側】住環境課 管理担当 ☎03-5803-1374

住宅に関する手続

🏠 空家の所有者、権利者の方

空家等相談事業

空き家に関する相談など

▼ **手続が可能な人**

区内の空家の所有者、権利者など

▼ **必要なもの**

原則なし

※相談内容によるため、詳しくはお問い合わせください。

▼ **手続期限**

申請を受け次第、随時調整

問い合わせ先 【18階北側】住環境課 管理担当 ☎03-5803-1374

貸付金に関する手続

🤝 生業資金貸付金の貸付を受けている方

生業資金貸付金の債務継承

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還免除等について、相談や申請ができます。

▼ **手続が可能な人**

生業資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

▼ **必要なもの**

お問い合わせください。

▼ **手続期限**

なし

問い合わせ先 【11階北側】福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

貸付金に関する手続

災害援護資金貸付金の貸付を受けている方

災害援護資金貸付金の債務継承

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還免除等について、相談や申請ができます。

▼ **手続が可能な人**

生業資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

▼ **必要なもの**

お問い合わせください。

▼ **手続期限**

なし

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

その他手続

区民葬儀を利用したい方

区民葬儀券の利用

区民葬儀の利用を希望する方には、死亡届提出時に戸籍住民課より区民葬儀券を配付します。区民葬儀取扱葬儀店に渡すことで、ご利用いただけます。

▼ **手続が可能な人**

親族、同居者、代理人の方（葬儀社でも可）

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

その他手続

♥ 区民葬儀券の「火葬券」「祭壇券」をいずれも利用して葬儀を行った喪主の方

区民葬儀利用の助成

申請後、区民葬儀を利用した方に、一万円を助成します。

▼手続が可能な人

喪主、代理人の方

ただし、以下のいずれかに当てはまる場合にのみ申請できます。

- (1) 喪主が、葬儀の日において文京区内に住所を有している場合
- (2) 亡くなられている方が、死亡の日において文京区内に住所を有している場合

▼必要なもの

- 区民葬儀利用助成申請書兼請求書
- 葬儀の領収書（写し可）
- 振込先の情報と喪主の印鑑
- （申請者と振込口座の名義が異なる場合）委任状

▼手続期限

葬儀を執行した日から1年間

問い合わせ先 【11階北側】 福祉政策課 地域福祉係 ☎03-5803-1202

🤝 文京区パートナーシップ宣誓者の方

パートナーシップ宣誓書受領証の返却

文京区パートナーシップ宣誓者が亡くなった場合、受領証の返却（2人分）が必要となります。

▼手続が可能な人

パートナー

▼必要なもの

- 来庁者（パートナー）の本人確認書類
- パートナーシップ宣誓書受領証（A4書面）
- パートナーシップ宣誓書受領証（カード）

▼手続期限

なし

問い合わせ先 【14階南側】 総務課 ダイバーシティ推進担当 ☎03-5803-1187

その他手続

☐ 文京区防災スマートフォンを貸与されている方

文京区防災スマートフォンの返却

文京区避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、同居しているご家族を含めてスマートフォンをお持ちでない方を対象として、文京区防災情報一斉通知アプリが利用できる「防災スマートフォン」を無償で貸与しています。

被貸与者が亡くなられた場合、機器の返却が必要となります。

▼ 手続が可能な人

同一世帯の方、法定代理人、任意代理人

▼ 必要なもの

スマートフォン本体、充電器

▼ 手続期限

速やかに

問い合わせ先 【15階北側】 防災課 防災担当 ☎03-5803-1744

🔧 工場や指定作業場の事業者である方

工場等の廃止、承継等の届出

工場や指定作業場を経営されている方が亡くなられた場合、工場等の廃止、承継等の届出をご提出いただく必要があります。

▼ 手続が可能な人

利用種別により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼ 必要なもの

利用種別により異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼ 手続期限

亡くなられた日から30日以内

問い合わせ先 【17階南側】 環境政策課 指導担当 ☎03-5803-1260

その他手続

🌿 保護樹木・樹林の所有者の方

保護樹木・樹林の異動届

保護樹木・樹林の所有者が亡くなられた場合、新たな所有者または管理者へ相続が行われる際に、異動届が必要となります。

▼ 手続が可能な人

新たな所有者、管理者、相続人

▼ 必要なもの

保護樹木等異動届出書

▼ 手続期限

新たな所有者または管理者もしくは相続人が決まり次第

問い合わせ先 【19階北側】 みどり公園課 緑化係 ☎03-5803-1254

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

5

区役所以外での手続

必要書類や手続期限について、事前に各問合せ先にご確認いただくようお願いいたします。

※手続によって、戸籍謄本（全部事項証明書）、除籍謄本（除籍全部事項証明書）、改製原戸籍、死亡が記載された住民票などの提出を求められる場合があります。

区分	主な手続内容	問い合わせ先
社会保険・組合保険	保険証の返還、埋葬料の請求	勤務先または加入している健康保険組合等
厚生年金・共済年金	各種手続 ※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 日本年金機構文京年金事務所お客様相談室 (千石1-6-15) ☎03-3945-1141 (音声案内1→2) 各共済組合
所得税・相続税	申告・納税 ※所得税は4か月以内、相続税は10か月以内に手続が必要です。	小石川税務署 ☎03-3811-1141 本郷税務署 ☎03-3811-3171
個人事業税	申告・納税	千代田都税事務所事業税課 ☎03-3252-7144
固定資産税 (土地・家屋)	申告・納税	文京都税事務所 ☎03-3812-3241
自動車税	申告・納税	都税総合事務センター自動車税課 (東京都自動車税コールセンター) ☎03-3525-4066
125CC超の軽二輪・ 二輪小型自動車	廃車・名義変更 ※30日以内に手続が必要です。	東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2032
軽三輪・軽四輪	廃車・名義変更 ※30日以内に手続が必要です。	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050-3816-3101
不動産(土地・建物)	相続登記	東京法務局 ☎03-5213-1234
森林	所有者届出 ※相続等により森林の土地を取得した場合、90日以内に届出が必要です。	相続した森林の土地がある区市町村
遺言書	検認 ※公正証書による遺言は除く。	東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

区分	主な手続内容	問い合わせ先
相続放棄	相続放棄の申立て	東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331
預貯金口座	口座凍結解除・相続	各金融機関
生命保険	保険金の請求等	各生命保険会社
損害保険	名義変更・解約	各損害保険会社
有価証券(株式など)	名義変更・解約	各証券会社
特別永住者証明書・ 在留カード	返納	東京出入国在留管理局 ☎0570-034259
パスポート	届出・返還	東京都パスポート電話案内センター ☎03-5908-0400
運転免許証	返納	警察署
クレジットカード	解約	各クレジット会社
シルバーパス	返納	東京バス協会 ☎03-5308-6950
電気	名義変更・解約	各契約会社
ガス	名義変更・解約	各契約会社
水道	名義変更・解約	東京都水道局お客さまセンター ☎03-5326-1101
電話	名義変更・解約	各電話会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター ☎0120-15-1515
インターネット回線	名義変更・解約	各回線会社
都営住宅・都民住宅・ 公社賃貸住宅	住宅返還、世帯員の変更、 使用権の継承等	JKK東京お客様センター ☎0570-03-0071
UR賃貸住宅 (旧公団住宅)	住宅返還、世帯員の変更、 使用権の継承等	東京北住まいセンター ☎03-5954-4611
民間の賃貸住宅	住宅返還、世帯員の変更、 使用権の継承等	各管理会社
恩給	—	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400

相続手続

相続とは、亡くなられた方の財産（すべての権利や義務）を、特定の方が引き継ぐことをいいます。このとき、亡くなられた方を「被相続人」、財産を引き継ぐ方を「相続人」といいます。

相続人の確定や手続のため、戸籍謄本や住民票、印鑑証明書が必要になる場合があります。

※戸籍謄本や住民票については、55ページの「戸籍や住民票について」をご確認ください。

※相続のための便利な制度があります。詳しくは63ページの「法定相続情報証明制度」をご確認ください。

遺言の確認

- 遺言の有無や内容によって相続の手続は変わるため、まずは、遺言書の有無を確認しましょう。
- 公正証書遺言以外の形式で遺言が残されていた場合は、家庭裁判所に遺言書を提出し、検認の手続きが必要となります。

問い合わせ先 東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331

相続放棄及び限定承認

- 被相続人の資産や負債などの権利や義務の一切を引き継がず放棄することを「相続放棄」といいます。また、限度付きの相続を行うことを「限定承認」といいます。
- いずれの手続も、相続発生の事実を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。3か月以内に決められない場合には、「相続の承認または放棄の期間の伸長」の申請を行いましょう。詳しくは家庭裁判所にお問い合せください。

問い合わせ先 東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331

相続税

- 相続税には、基礎控除額が設定されています。相続財産が基礎控除額を超えた場合、相続税の申告・納税が必要です。
- 相続財産を取得された方は、相続の開始があったことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、申告・納税が必要です。

問い合わせ先 小石川税務署 ☎03-3811-1141、本郷税務署 ☎03-3811-3171

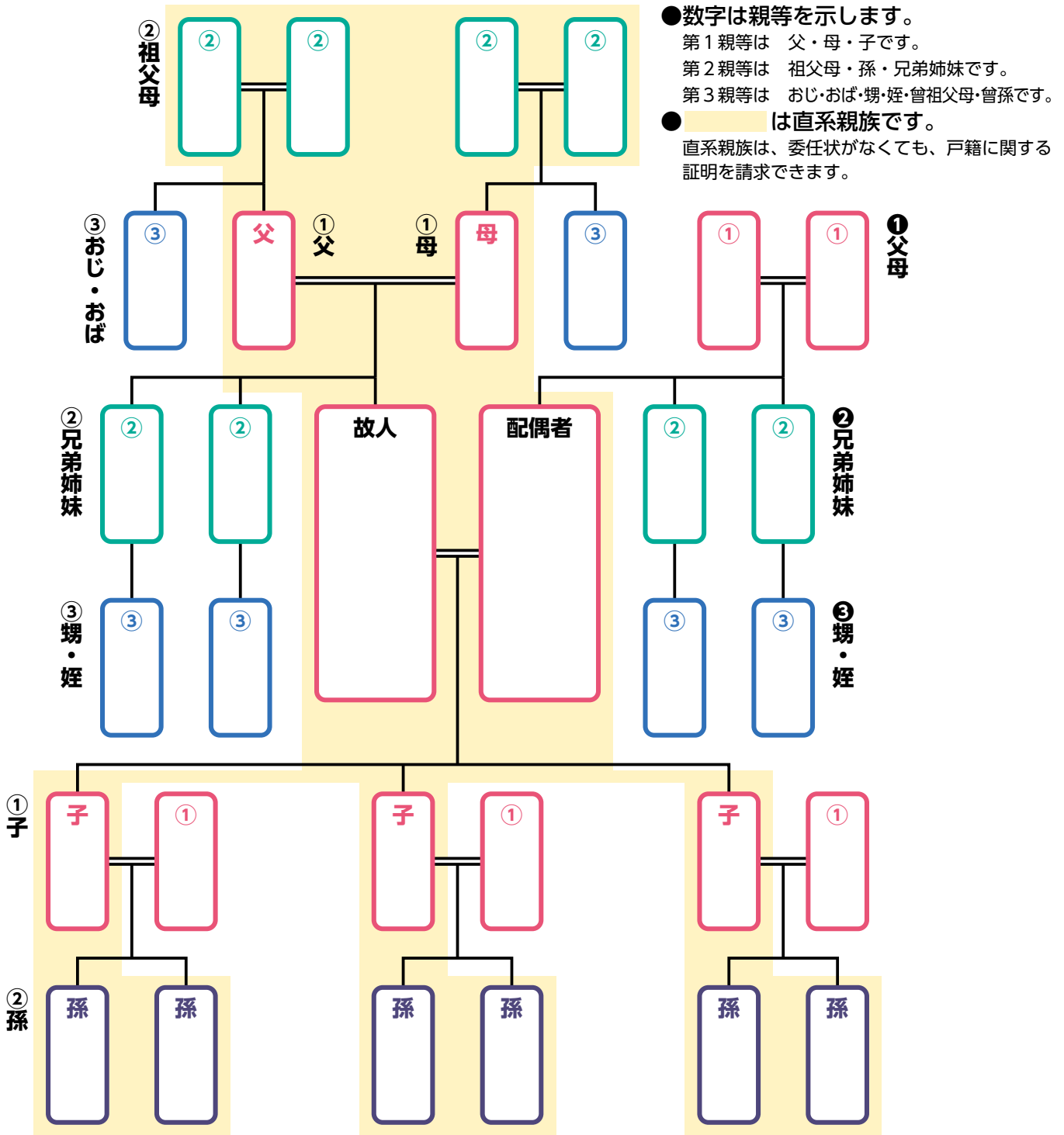
相続登記

- 不動産を所有していた方が亡くなられた場合、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続が必要です。
- 相続登記をしないでいると、権利関係が確定しないため、次の相続が発生したときに、手続がより難しくなるといった不利益を被る可能性があります。
- 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。詳しくは64ページの「相続登記の義務化のご案内」をご確認ください。

問い合わせ先 東京法務局 ☎03-5213-1234

相続手続確認表

相続手続を行うときに、どのような親族関係であるか問われる場合があります。ご確認にお役立てください。



一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

戸籍について

戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡などの身分上の重要な事項を記載し公証するものです。戸籍のある場所を本籍といいます。

戸籍は、その戸籍の初めに記載される筆頭者と本籍で管理されています。筆頭者は亡くなくても変わりません。また、本籍と住所を必ずしも同一にする必要はありません。筆頭者又は本籍がわからない場合は、「本籍が記載された住民票の写し」で確認することができます。

死亡届を提出された方へ

〈戸籍の記載について〉

死亡届をもとに、戸籍に死亡の旨が記載されます。本籍地以外の区市町村で死亡届を提出した場合、死亡届を受理した区市町村から本籍地の区市町村に、死亡届があったことを通知し、戸籍の記載を依頼します。

〈戸籍の記載完了時期について〉

死亡届提出先	本籍	戸籍の記載完了時期
文京区	文京区	死亡届受理決定から約2～3週間後
	文京区以外	文京区から本籍地区市町村に数日以内に死亡届の通知を送付します。その後の記載完了までにかかる期間については、本籍地区市町村にお問合せください
文京区以外	文京区	死亡届が文京区に到達してから約2～3週間後
	文京区以外	死亡届を提出した区市町村・本籍地区市町村にお問い合わせください。

戸籍謄本（全部事項証明）等の取り方

文京区に本籍がある方のみ、文京区に戸籍謄本等を請求できます。なお文京区に住所がある方でも、他の区市町村に本籍がある場合は、文京区には請求できませんので、ご注意ください。また、戸籍謄本等は郵便でも請求することができます。詳しくは、本籍のある区市町村へお問い合わせください。

〈請求できる方〉

戸籍に記載されている方、配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫）、相続人（兄弟姉妹・甥・姪などの利害関係者）、これらの方からの委任状を持参した代理人

〈必要なもの〉

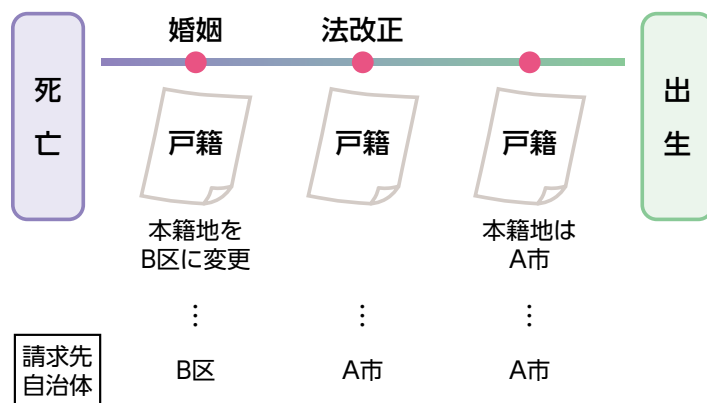
□来庁者の本人確認書類

※直系の親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方が請求する場合は、関係性のわかる資料や、請求理由を明らかにする資料などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。また、直系の親族（父母、祖父母、子、孫）であっても、文京区の戸籍で関係性が確認できない場合は、同様に資料が必要です。

出生から死亡までの戸籍謄本等の取り方

相続手続の際、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出が求められる場合があります。

亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本等を取るには、新しいものから古いものへと遡るのが一般的です。本籍がいくつかの区市町村で移動している場合、各区市町村で戸籍謄本等を請求する必要がありますのでご注意ください。



〈詳しい流れ〉

- ① 亡くなったときの本籍地で、亡くなったことが記載されている戸籍謄本または除籍謄本（除籍全部事項証明書）を請求してください。亡くなった方の本籍地がわからない場合には、亡くなった方の住民票の除票を「本籍・筆頭者の記載あり」として請求し、本籍地を確認してください。なお、この場合、請求書に詳しく具体的な請求理由を記載してください。
- ② 亡くなったことが記載されている戸籍謄本または除籍謄本の最初の欄（戸籍事項といいますが）をご覧ください。
- ③ 「〇年〇月〇日改製」と書いてある場合には、同じ本籍地に改製原戸籍がありますので、同じ本籍地で改製原戸籍を請求してください。
- ④ 「〇〇県〇〇市〇〇より転籍」と書いてある場合は、他の区市町村から本籍地を移したということですので、転籍前の本籍地で除籍謄本を請求してください。
- ⑤ 戸籍の最初の欄に「〇年〇月〇日編成」などと書いてあり、改製でも転籍でもない場合、縦書きの戸籍謄本等であれば亡くなった方のお名前の上を、横書きの戸籍謄本等であればお名前の下に記載されている従前戸籍をご覧ください。そこに「◎◎と婚姻届出〇〇県〇〇市〇〇△△戸籍より入籍」などと書いてある場合は、結婚などによって従前の戸籍から移ったという意味ですので、従前の戸籍の本籍地で戸籍謄本または除籍謄本（改製原戸籍の場合もあります。）を請求します。

※戸籍の保存期間の経過や戦災等による焼失のため保存されていない場合もありますので、詳細については、各区市町村にお問い合わせください。

※亡くなられた方の戸籍謄本等を遡り請求する際、既に取得した戸籍謄本等がある場合は、できる限りご持参ください。また、郵送による請求の場合は、既に取得した戸籍謄本等の写しを添付してください。

〈除籍謄本とは〉

その戸籍に在籍している方全員が、死亡や婚姻などにより除籍になっている場合は、除籍謄本となります。なお、亡くなった方の戸籍に在籍しているご親族がご健在であれば、戸籍謄本のままとなります。

住民票・除票とは

住民票とは、区市町村の個々の住民について、個人を単位として作成し、世帯ごとに編成し管理されるものです。住民票には、個人の氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主の続柄、戸籍の表示（筆頭者の氏名、本籍）、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従前の住所などが記載されます。

死亡届の提出後、亡くなられた方の住民票は現存する住民票から除かれ、住民票の除票となります。除票には、除票となった理由（死亡の事実等）が記載されます。

亡くなられた方の除票の取り方

亡くなられた方の除票は、生前に住民票を置いていた区市町村にご請求ください。

なお、死亡届の情報が除票に反映されるまである程度の日数（おおむね1週間～2週間）がかかります。

〈請求できる方〉

利害関係人、利害関係人からの委任状を持参した代理人

※同世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求できませんので、ご注意ください。

〈必要なもの〉

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方との関係がわかる資料（戸籍謄本等）
- 請求理由がわかる資料（請求者あての除票の提出を求める文書等）

※亡くなられた方との関係や世帯状況に関わらず、請求できる方が限られるため、関係性のわかる資料や、請求理由を明らかにする資料などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

MEMO

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

8

よくある質問



Q

死亡届を出したかどうかわかりません。

A

火葬許可証を持っている場合や火葬がお済みの場合、死亡届は既に提出されています。



Q

火葬許可証・埋葬許可証とはなんですか？

A

死亡届と併せて提出していただく火葬許可申請書に基づき火葬許可証が交付されます。また、火葬後、火葬場で火葬許可証に火葬した旨が記入されると埋葬許可証となります。埋葬許可証がないと、墓地にお骨を埋葬することができませんので、大切に保管してください。



Q

戸籍と住民票の違いがわかりません。

A

戸籍は、出生、婚姻、離婚等の身分事項を公証するものです。戸籍関係の証明は、本籍地の区市町村でのみ取得することができます。
住民票は、住民登録地を公証するものです。住民登録のある区市町村でのみ取得することができます。



Q

戸籍の本籍とはなんですか？

A

戸籍が置かれている場所のことです。戸籍が所在する区市町村を「本籍地」といいます。住民登録地と同一とは限りません。

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他



Q

戸籍の筆頭者とはなんですか？

A

戸籍の初めに記載されている方のことです。筆頭者の方が亡くなられても、筆頭者欄は変わりません。



Q

本籍及び筆頭者はどうすればわかりますか？

A

本籍・筆頭者が記載されている住民票の写し等で確認することができます。



Q

死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

A

文京区が本籍地で文京区に死亡届を提出された場合、おおむね2～3週間で死亡の記載された戸籍が取得できます。また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日数が異なりますので、本籍地の区市町村にお問い合わせください。



Q

出生から死亡までの戸籍を集めていますが、遠方の戸籍を取得する方法を教えてください。

A

戸籍は、本籍地の区市役所・町村役場で保管・管理されているため、本籍のある区市町村へ直接、請求してください。
また、戸籍は、郵送請求が可能です。郵送の手続方法等は、本籍地の区市町村にお問い合わせください。



Q

住民票の除票とはなんですか？

A

亡くなられた方の住民票のことです。除票は、現在住民登録している世帯の方の住民票とは別に作成されます。亡くなられた方の氏名、生年月日、最後にお住まいだった住所、死亡年月日を確認することができます。



Q

**死亡届とは別に、住民票を消除する
手続が必要ですか？**

A

死亡届の提出により自動的に消除されるため不要です。なお、亡くなられた方を除いた新しい世帯に15歳以上の方が2人以上いらっしゃる場合は、区から新しく世帯主となった方に、通知をお送りします。世帯主を同じ世帯の別の方に変更する場合は、変更届が必要となります。

※世帯主変更届に関してはP7をご確認ください。



Q

**死亡届提出後の手続で、戸籍や住民票（除票）の
写しの枚数は何枚必要になりますか？**

A

必要枚数は、亡くなられた方によって異なります。提出先にお問い合わせいただき、必要枚数をご確認ください。原本が返される場合と返されない場合があります。また、法定相続情報証明制度を利用される方もいらっしゃいます。

※法定相続情報証明制度に関しては、P63をご確認ください。



Q

改葬とはなんですか？

A

遺骨を他の場所（お墓）に移すことです。改葬をしようとするときは、現在遺骨がある区市町村の役所に改葬許可の申請をする必要があります。手続方法などは各区市町村へお問い合わせください。

MEMO

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

9

法定相続情報証明制度のご案内

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります^{※1}。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

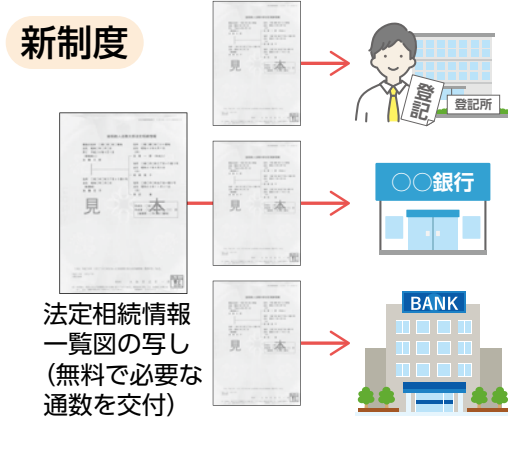
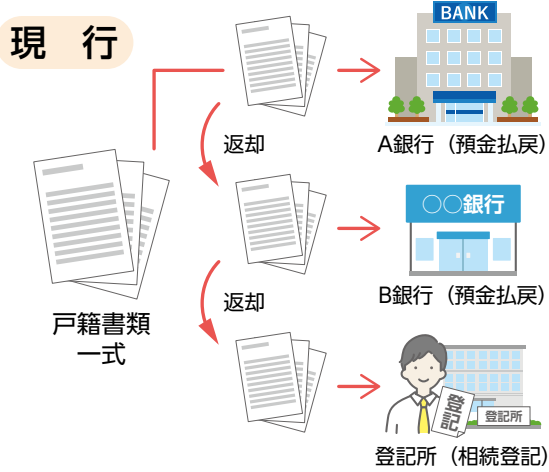


一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他

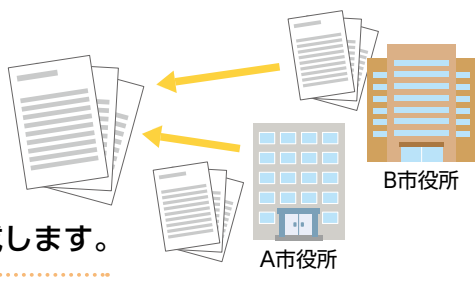


ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

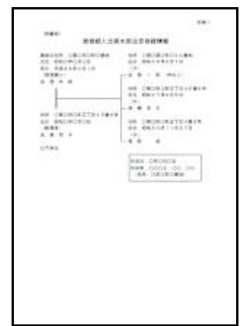
- ① 申出 (法定相続人又は代理人)
- ② 確認・交付 (登記所)
- ③ 利用

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！
時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家^{※2}に依頼することも可能です。

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明に関する問い合わせ先 **東京法務局登記電話案内室 ☎03-5318-0261**

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- ▶今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- ▶相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- ▶登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- ▶相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について詳しくは、
以下の二次元コードか、
「法務省 所有者不明」で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

法律・税金等の相談窓口

弁護士や税理士などの専門家による無料の相談窓口を設けております。
文京区内在住・在勤・在学の方がご利用できます。事前にご予約の上、ご利用ください。

■ 法律相談（相談員：弁護士）

- 相談内容** 土地、家屋、相続、金銭貸借など法律全般にわたる相談
- 日 時** 火・金曜、第2・4月曜 午後1時から午後4時まで
- 相談時間** 25分間（年度内1人3回まで）
- 申込方法** 相談日の前日の午前9時から電話で予約を受付します。
※相談日の前日が祝日の場合、その直前の開庁日の午前9時から予約受付
- 予約窓口** 広報課（シビックセンター14階相談室） 03-5803-1129

■ 税務相談（相談員：税理士）

- 相談内容** 相続税、贈与税、土地・家屋の売買についての税、所得税など税務問題全般にわたる相談
- 日 時** 木曜 午後1時から午後4時まで
- 相談時間** 25分間
- 申込方法** 相談日の前日の午前9時から電話で予約を受付します。
※相談日の前日が祝日の場合、その直前の開庁日の午前9時から予約受付
- 予約窓口** 広報課（シビックセンター14階相談室） 03-5803-1129

■ 不動産相談（相談員：宅地建物取引士）

- 相談内容** 土地や建物などの不動産売買、貸借等に関する相談や、空き家に関する相談
- 日 時** 木曜 午後1時から午後4時まで
- 相談時間** 25分間
- 申込方法** 相談日の前日の午前9時から電話で予約を受付します。
※相談日の前日が祝日の場合、その前の開庁日の9時から
- 予約窓口** 広報課（シビックセンター14階相談室） 03-5803-1129

こころの相談窓口

身近な方や大切な方を亡くすことは、大変悲しくつらい出来事です。
遺された人には、苦しみや悲しみだけでなく、こころやからだに影響が出ると言われています。相談者のこころに寄り添うための相談窓口をご紹介します。

■ 精神保健相談（相談員：精神科医）

日時 第1金曜・第3水曜 午後1時30分から ※4・9・1月を除く
第2金曜・第4月曜 午後2時から

申込方法 相談窓口にお電話にてご予約ください。

相談内容 眠れない、気持ちが落ち込む、心の病気かどうか心配などのご相談

予約窓口 保健サービスセンター（シビックセンター8階） 03-5803-1807
保健サービスセンター本郷支所 03-3821-5106

■ こころの健康に関する相談（相談員：保健師）

● 保健サービスセンター

03-5803-1807

● 保健サービスセンター本郷支所

03-3821-5106

● 東京都立精神保健福祉センター 精神保健福祉相談（こころの健康相談）

年末年始、祝休日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時まで

03-3844-2212

● 東京都夜間こころの電話相談

毎日、午後5時から午後10時まで（受付は午後9時30分まで）

03-5155-5028

■ 大切な方を自死で亡くされた方へ

● NPO法人全国自死遺族総合支援センター相談ダイヤル

木曜 午前10時から午後8時まで、日曜 午前10時から午後6時まで ※祝日を除く

03-3261-4350

● NPO法人グリーンケア・サポートプラザ自死遺族傾聴電話

火・木・土曜 午前11時から午後4時まで

03-3796-5453

■ 赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談

● 東京都福祉局電話相談

金曜 午前10時から午後4時まで ※休日及び年末年始を除く

03-5320-4388

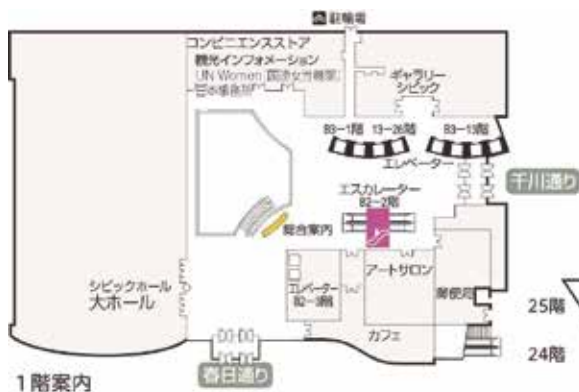
12 フロアマップ

一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他



- バリアフリートイレ
- 公衆電話
- Bunkyo Free Wi-Fi (無料公衆無線LAN)
- Civic Free Wi-Fi (無料公衆無線LAN)

25階	展望ラウンジ	講 場	
24階	講 場 ロビー		
23階	(区議会) 議会会議室		
22階	(区議会) 議員控室 議会図書室		
21階	都市計画会議室 会議室		
20階	(教育推進部) 教育指導課 児童青少年課 教育委員室 教育委員会室		
19階	(土木部) みどり公園課		
18階	(都市計画部) 地域整備課 住環境課 監査事務局 監査委員会		光
17階	(アカデミー推進部) アカデミー推進課 観光・都市交流担当 スポーツ振興課 会議室		庭
16階	庁議室 職員研修室		
15階	(危機管理室) 危機管理課 防災課 防災センター		
14階	情報政策課		
13階	管理諸室		
12階	地域振興会議室		
11階	選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会室 (福祉部) 福祉政策課 福祉住宅サービス 会議室		
10階	会計管理室 指定金融機関派出所 会議室		
9階	(福祉部) 障害福祉課(障害者虐待防止センター) 生活福祉課(ひきこもり支援センター)		
8階	(保健衛生部・文京保健所) 保健サービスセンター 文京公証役場		
7階	文京都税事務所 総務課		
6階	文京都税事務所		
5階	(子ども家庭部) 子ども家庭支援センター 区民会議室		
4階	シルバーホール (公社) シルバー人材センター 会議室		
3階	シビックホール 会議室 キッズルーム シビック	保健サービスセンター・健康センター	エレベーター
2階	シビックホール大ホール	オストメイト (区民部) 戸籍住民課 区民サービスコーナー	エレベーター
1階	シビックホール大ホール オストメイト	カフェ 文京春日郵便局 アートサロン(展示室2)	玄関・エントランス 総合案内
地下1階	シビックホール 多目的室・練習室 オストメイト	アカデミー文京(レクリエーションホール・学習室・ アトリエ・音楽室A・茶室・和室)	エレベーター
地下2階		産業とくらしプラザ (区民部) 経済課 消費生活センター 商店街連合会 異工会議所 勤労者共済会 Bunkyoアンテナスポット	エレベーター
地下3階		駐車場	エレベーター

